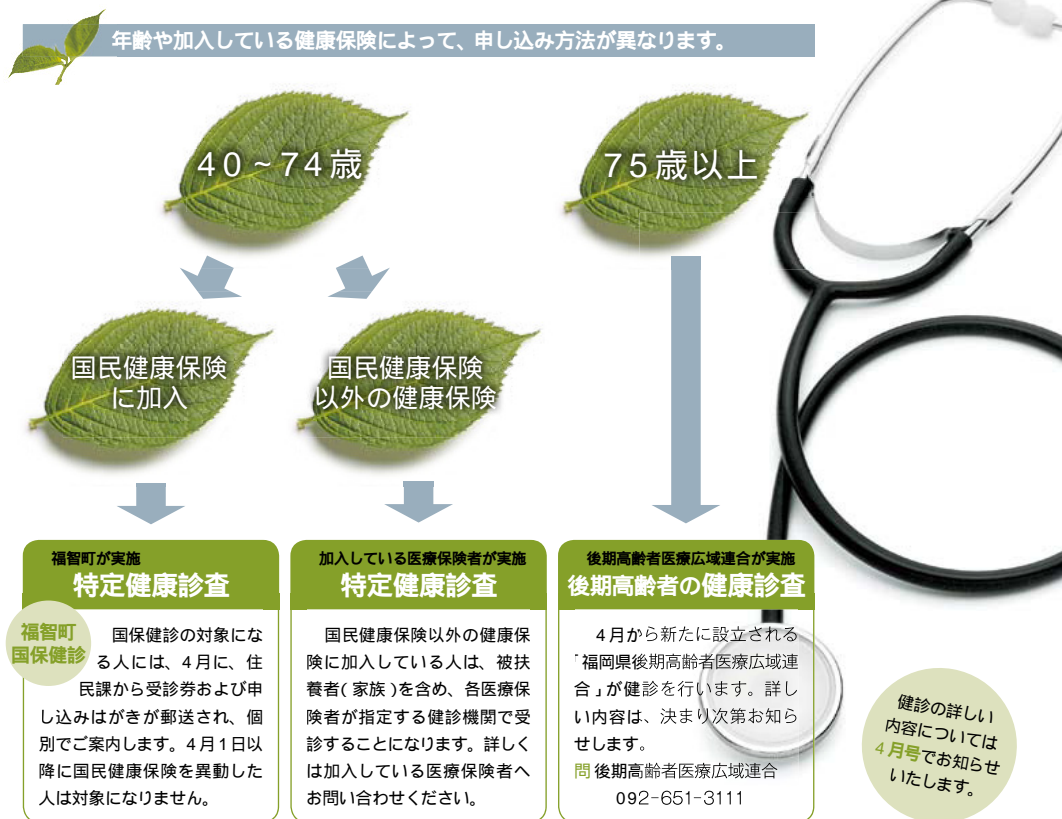


これまでの「基本健診」が変わります。

平成20年4月から、新しい健診制度である「特定健康診査(特定健診)・特定保健指導」が始まります。40～74歳の、医療保険に加入しているすべての人を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診と、それぞれの必要度に応じた保健指導を実施します。次の図で、あなたが受ける健診を確認しましょう。



生活保護受給者で健康保険に加入していない人は、対象年齢であればこれまでどおり福智町の健診を受診していただけます。

なぜ基本健診の受け方が変わるの？

健診の実施主体が町から医療保険者になるためです。4月から新しい健診制度である、特定健康診査・特定保健指導が始まります。40歳～74歳の、医療保険に加入しているすべての人が対象となります。

福智町の国民健康保険に加入している人は、福智町の健診を受けていただくこととなります。国民健康保険以外の健康保険に加入している人とその家族(被扶養者)は、各医療保険者が指定する健診機関で受診することとなります。詳しくはご加入の医療保険へお問い合わせください。

医療保険者とは…健康保険組合、政府管掌保険組合、共済組合、国民健康保険組合、市町村国民健康保険など。(保険証を確認してください。)

特定健診・特定保健指導について

国民全体の医療費の約半分を占める、心臓病や脳梗塞などの生活習慣病を改善・予防するため、その原因とされている内臓脂肪に着目して行う健診を「特定健診」といいます。

【基本的な健診項目】
すべての対象者が受診

【詳細な健診項目】
質問票 医師診察 身体測定(身長 体重・腰圍) 血圧測定 尿検査 血液検査

心電図検査 眼底検査 貧血検査

この健診結果から判定基準に基づき、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者・予備群の人を抽出、その人たちを対象とし、病気を予防するため、同じく医療保険者が「特定保健指導」を引き続き行い、自分に合った生活習慣改善の指導が受けられます。

特定健診や特定保健指導を受けなかったらどうなる？

特定健診を受けなかったら、いつて罰則があるわけではありません。ただし健診や保健指導を受けず、特定健診の実施率が低くなり、目標値(左の表参照)を達成できなくなるおそれがあります。そうすると、医療保険者の努力不足といわれるので、多額の「支援金」の負担が求められる、ひいては保険料の値上げにもつながり、住民のみさんの生活にも影響がでることになります。

その他の健診はどうやって受ければいい？

がん・骨粗しょう症・肝炎ウイルス検診は、これまでどおり加入している保険に関係なく、対象年齢であれば福智町の健診を受診していただけます。お申し込みは、次回4月号の広報でお知らせします。

国保からお願いです みなさんのご協力が欠かせません！

40歳～74歳を対象として「特定健診・保健指導」の制度が実施される上での大きな目標は、「平成27年度までに、メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少を図り、平成20年度と比べ、糖尿病などの生活習慣病を25%減らすこと」です。

そのために、平成24年度までに福智町がめざしている目標値は、次のとおりです。

【平成24年度までの町の目標値】

- 特定健診受診率 (国の目標値：65%) → **45%**
- 保健指導実施率 (国の目標値：45%) → **45%**
- 内臓脂肪症候群 該当者・予備群減少率 (国の目標値：10%) → **10%**

平成18年度の、福智町国民健康保険加入者の健診受診者率は**16.2%**(769人)でした。このことから、目標達成の45%(約2,000人)は、非常に厳しい状況だといえます。医療保険者も一緒になって健診を受けやすい体制づくりに取り組んでいきますので、みなさんのご協力をよろしくお願いたします。

健診の詳しい内容については4月号でお知らせいたします。